

留学生別科とは何か ①

—留学生別科から見た日本語教育—

What is a Japanese Language and Culture Course ①
Japanese language education
seen from Japanese Language and Culture Course

梶原綾乃

要旨

留学生別科(以下別科)は、大学に入学するまでの予備教育機関だが、過去他大学の別科数の推移を調べると、多くの別科が生まれては消えていっている。その一つの原因に、予備教育機関における生活指導の問題があると指摘する。留学生の生活問題は、日本語教育の制度としての歴史と深くかかわっており、それが各私立大学、各日本語学校に預けられ、明らかにされないまま現在に至っていることを指摘する。また具体的に生活指導の業務を分類しながら、その業務や現状を研究対象にすることが、今後の日本語教育、留学生教育に貢献するものだと述べる。

キーワード： 予備教育型留学生別科、生活指導、日本語学校

1. 研究の背景、動機～なぜ留学生別科は、泡沫のごとく消えていくのか

2014 年に朝日大学留学生別科に着任が決まったとき、新しい職場を知るために「留学生別科」とは何か調べたことがある。だが当時は、明確な定義がないまま、様々な形態の留学生別科が存在していた。さらに、全国の大学でどれくらいあるかを調べると、ある資料では当時 50 校弱あったが、そのうちの 1 割以上が募集停止中となっていた。これから大学の留学生別科で働くとする者にとって、背筋が寒くなる現象であった。

それから 8 年が経ち、ここ 2 年はコロナ問題のために留学生は減る一方の中、再度調べてみることにした。すると、さらに留学生別科が生まれ、消えていた。またサイトによって一覧リストは数も掲載大学もバラバラで、公式に統一された資料は皆無だった。実際、朝日大学留学生別科が記載されていないリストもあった。

	調査・掲載時期	掲載別科	募集停止	出典
私立大学・短期大学が設置する留学生別科一覧	(平成15年4月現在)	2003年4月	63	文部科学省 >中央教育審議会 大学分科会留学生 部会(第6回)資料7
外国人留学生向けの教育を行なう大学別科における教育の実施状況の公表について	平成28年5月	2016年5月	67	文部科学省 >留学生別科について
私立大学留学生別科一覧	【2018.8現在】	2018年8月	75	14
日本私立大学団体連合会 日本語教育連絡協議会	平成30年 11月16日現在	2018年11月	76	15
日本語教育機関 総覧 2019-20	不明 随時修正	2021	90 (うち31校 未収録)	実用日本語検定 J.TEST
別科 Wikipedia		2022年3月3日最終閲覧	75	(募集停止 中含む)
				Wikipedia

表1 留学生別科一覧のサイト(最終閲覧 2022 年 3 月 3 日)

複数のサイトを整理すると、国費留学生を受け入れるために東京外国语大学と大阪外国语大学(現大阪大学外国语学部)が別科を設立した 1954 年から 2020 年までの間に、120 近くの大学・短期大学が留学生のための別科を設立していた。(別紙 表2)しかしそのうち確認できる範囲ではあるが、2021 年度現在、59 校、約半数の別科が募集停止あるいは廃止になっている。もちろん、この 2 年のコロナ問題の影響や大学自体の統廃合、廃止などが原因の場合もある。だが過去に存在していた留学生別科の中には、現在大学の沿革にすら記載されていないところもあった。

なぜ、留学生別科は泡沫のごとく現れては消えるのか。そもそも留学生別科とは何なのか。8 年の業務経験を経て、改めてまとめてみたい。

2. 留学生別科の定義、種類、歴史、設置条件

学校教育法第 91 条に「大学には、専攻科及び別科を置くことができる。」と書かれている。

「③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者(…高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者…または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者)に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。」

とされている。

文部科学省の HP にも同様の文面がある。

「簡易な程度における特別の技能教育を施す目的で設置できる大学別科のうち、主に外国人留学生への準備教育を主として設置されるものを、一般に留学生別科と称します。」

(平成 28 年 5 月登録)

大学という名称ではあるが、あくまでも大学の付属機関であることがわかる。外国人留学生対象の別科以外にも調理や助産、養護教員養成などがある。

各大学によって名称は違うが、留学生別科は大きく分けて 3 つのタイプがある。協定大学の留学生を短期間受け入れ、日本語を学びながら日本の文化を体験するスタディ・アブロード型と、大学や専門学校進学を目的とした予備教育型、そして(両者の)融合型である。

留学生別科の歴史は古く、前述の国費留学生受け入れた 1954 年に大学進学予備教育として生まれた。戦後、日本で正式に受け入れた留学生は 23 名だったという。

また設置条件は、学部や学科開設に比べると、届出だけで認可を必要とせず、しかも校地面積等の条件もなく、非常に簡易的である。

3. 留学生別科が生までは消えていく原因

前述の消えた留学生別科のほとんどは、予備教育型であった。別科だけでなく、大学(短期大学)自体が統廃合されたところもある。それはつまり、留学生別科が、減少する日本人学生の代わりに定員を埋めるための方策だったことが伺える。校地面積も求められず届出だけで開くことができたという点も、安易に開設された原因だったであろう。

さらに春口(2021)は『留学生 30 万人計画』の検証において、留学生の在籍管理の問題に言及している。具体的に過去の事例をあげ、「実際は在籍管理が徹底を欠いている機関は数多く存在するだろう。(これらは)まさに氷山の一角である」と問題視している。安易に別科を設置して留学生が集まつたはいいが、その指導管理の業務の多さに「割が合わなかつた」ためではなかろうか。

外国人留学生の問題は、実は国費留学生を受け入れた 1954 年より常に問題視されてきた。日本語能力はもとより、住居問題や給付などの経済的な問題、そして異文化をなかなか受け入れない日本人の閉鎖性など、国会で議題に上がるほどであった。(山本 2014、川上 2016)

国費留学生に関しては、受け入れの対応主体が文部省とその外郭団体であることが明確であったため、問題の認識と改善への対応が行われ、少しずつ改善していった。しかし、私立大学の私費留学生に関しては、「第一義的にその大学当局がるべきであり、文部省では予算的定員的裏付を要求することが困難なので、各大学の努力と善意を待つほかない、という態度をとっていた」と 1967 年当時の文部省大学学術局留学生課長が述べている。(川上 2016)

では、私立大学が今まで、留学生の受け入れ体制を整備してきたのかと考えると、一部の大学を除いて、行っていなかったと言えるのではないだろうか。なぜなら、多くの大学は、日本語学校という予備教育機関を経て入試に合格した者のみを受け入れてきたからである。大学関係者は、日本語学校などの予備教育機関で、能力的、経済的に「選抜された」留学生しか知らないのである。

留学生の受け入れ問題の多くは、実は 50 年以上前から、各大学の「努力と善意」に任されて以来、何ら解決をしていないのである。つまり、留学生の受け入れ体制は、国策から各私立大学に丸投げされ、さらに、構造的に下部に存在する日本語学校に全てを負わせているという仕組みである。そして、予備教育型の留学生別科は、その大学と日本語学校の狭間に存在するのである。それゆえに定員充足のため安易に留学生別科を開設し、いざ留学生を受け入れてみると、続出する問題に対応しきれず、一部は新聞沙汰になり、一部は「割に合わない」として募集停止、閉鎖に至つたのではないかと考える。

4. 予備教育機関における留学生への指導内容(筆者の過去の専任経験)

前述のように国公立大学や一部の私立大学、また大規模の予備教育機関では、留学生の母語が通じる職員や生活指導専門の職員(留学生アドバイザー)がいるが、小規模の予備教育機関では、それらを日本語教師が兼務しているところが多い。筆者が過去に在籍していた複数の機関(短期大学、日本語学校、専門学校、留学生別科)での業務を、以下に挙げる。

業務内容	
日本語指導	① 日本語の授業、評価、教材選択、シラバス作成
	② 非常勤講師の採用、指導指示、定期的な会議
進路指導	③ 大学・専門学校的進学指導
	④ 大学院の進学指導
生活指導	⑤ 就職指導、帰国指導
	⑥ 出席管理(遅刻、早退、欠席、問題ある学生の指導)
緊急対応	⑦ 住居問題(引っ越し手続、近所のクレーム対応、指導)
	⑧ 役所手続、ビザ管理
行事指導	⑨ アルバイト管理(違法性がないか)
	⑩ 学費指導(支払いの督促、相談)
学生募集	⑪ 連絡が取れない学生の捜索、母国との連絡、退学指導
	⑫ 病気、事故、事件対応
	⑬ 人間関係(授業態度、喧嘩、精神疾患等)
	⑭ 入国受入れ対応
	⑮ 入学式、卒業式、遠足、運動会、スピーチ大会等
	⑯ 広報、海外出張

表3 小規模日本語学校での日本語教師の仕事の一例

①～⑤に関しては、本来の日本語教師の仕事であるため、今回は割愛する。特筆すべき点は、生活指導以降の業務内容である。

予備教育機関では、出席率を基準にビザ更新が行われている関係上、留学生の出席率は80%以上を確保する義務がある。(機関によって諸説あり)90%を切る学生には指導が求められる。

⑦の住居問題は、来日直後で慣れない畳や布団の生活、エアコンの不備等によるクレームをはじめ、管理人を仲介せず友人同士で引っ越ししたり、規定の人数以上で住み、深夜遅くまで大騒ぎをして近所からクレームが来たり、ゴミ出しのマナーを指摘されたりしたときの対応である。

⑧の役所手続は、来日直後の手続を始め、銀行口座の開設、引っ越しによる転居届、あるいは進学やビザ更新等で必要な書類を取り寄せるための指導などである。帰国する際も、必要な手続きを指導しなければならない。

⑨のアルバイト管理は、まず違法なアルバイト(風営法に関する業務)でないかどうか、また週28時間以内の資格外活動かどうかを管理指導しなければならない。それと並行して、⑩学費の支払いに関して、督促したり支払えない場合の相談を受け付けたりする。

そして、欠席が続き連絡もできなくなった学生に関しては、友人関係や母国の家族を通して、⑪自宅訪問や捜索をしなければならない。行方不明者、除籍者が多い予備教育機関は、出入国管理局より「非適正校」とみなされ、機関の管理能力が低いと判断され、新入生の受け入れに制限がかけられたり、留学ビザの期間が短くなったりする。そのため、日本語学校は、問題のある留学生を

見つけ出し、本人に納得させたうえで退学手続きをとり、「実際に空港まで同行して」出国したことを確認し、入国管理局に届けなければならない。

また留学生には国内に保護者がおらず、機関が保証人としてみなされるため、病気や事故、事件などに遭遇した場合は、24 時間で対応せざるを得ない。多くの教職員はそのために専用の携帯電話を職場から与えられることもある。

さらに、授業態度が不良な者、学生同士の喧嘩、精神疾患が疑われる症状の学生等に、隨時対応しなければならない。

他方、小規模で日本語教員個人に生活指導を任せているがゆえに、時には人権的に見るとパワーハラではないかと思われる生活指導も散見される。具体的に説明もないまま「学生は当然ルールを守らなければだめだ」として従わせようしたり、問題学生を狭い別室に隔離し意味のない書き取りをさせたりするなどの処罰行為も行われている。(実際、筆者もかつてせざるを得ないときがあった)。それらの問題が表面化しない原因は、対応する教職員が少ないためであったり、日本語教員自身が「日本の学校文化」しか知らないため「それが常識だ」と信じて行われている。また留学生自身も、日本に保護者がおらず、日本の社会を相対的に理解していないため、それが「日本の学校文化」だと容認されてしまうのである。

最近は、このようなことが起こらないようにするために、様々な場で対策が講じられている。

多くの日本語学校が加盟している日本語教育振興協会(日振協)では、毎年「生活指導者担当研修」が行われている。また留学生別科も、日本私立大学団体連合会内にある日本語教育連絡協議会にて、毎年 11 月に日本語教員のみならず留学生担当の職員も参加し、各大学で情報共有が行われている。

しかし留学生の生活指導に関する研究論文は非常に少ない。(花見 1998、全 2009、春口 2021) 多くは教員の仕事ではなく職員が担当しているからではないかと考える。あるいは、異文化適応、留学生アドバイジングからの視点はいくつか挙げられるが(井上・鈴木 1994、田中 2000、横田・白土 2001、渡邊 2010)、ほぼ大学の留学生センターなどで組織的に行われているものである。

大学で日本語教育を専攻し、晴れて予備教育機関に就職できた日本語教師の多くは「これは、私の仕事だろうか」と失望するのではないかだろうか。それだけ日本語学校の生活指導に関して、明らかにされていないのである。

5. 日本語学校と大学の狭間に存在する留学生別科

「日本語さえ教えれば、日本に適応できる」というのは大きな間違いである。外国人留学生に対しての環境適応の保証は、1954 年以降ずっと棚上げにされ、予備教育機関の管理問題や留学生個人に矮小化され続けている。外国人留学生が起こしたとされる犯罪の多くは、いわゆる「日本語能力が低い学生」によってではないかと考える。日本社会の仕組みを十分知らないまま、自分たちの力で何とかしようとした結果ではないだろうか。それを「質の悪い外国人」と決めつけ、そもそも来日前から悪事を計画していたかのような扱いで、外国人留学生問題を語ることに強い違和感を覚える。

生活指導も、日本語教育である。「教育」とは「教え、育てる」とある。教えることは、限られた時間内での「点」の活動である。授業に出席して勉強するという「点」の積み重ねが日本語能力につながるとすれば、育てることは、「線」あるいは「面」での活動である。留学生たちが日本に適応していくこと、そのための生活指導、それが留学生を育てることになるのではないだろうか。

日本語学校などの予備教育機関を対象とした研究、あるいは留学生の生活指導を対象とした研究はまだまだ足りない。だが、日本語学校の日本語教員に研究する余裕は、小規模であれば

あるほど、おそらくない。(筆者自身できなかった)。予備教育型の留学生別科は、日本語学校と大学の狭間に存在する。生活指導を研究とするためには、留学生別科教員としての役割を痛感している次第である。

参考文献

- 井上孝代・鈴木康明(1994)「留学生とカウンセリング(3)－留学初年度の生活指導におけるカウンセリング活動の意義－」東京外国語大学留学生日本語教育センター論集 20:127－142
- 大橋敏子(2008)「外国人留学生のメンタルヘルスと危機介入」京都大学学術出版会
- 梶原綾乃(2018)「朝日大学留学生別科生活実態調査」朝日大学留学生別科紀要(第15号)
- 川上尚恵(2016)「戦後の日本国内の外国人留学生—1950～60年代の「留学生教育問題」を中心として」神戸大学留学生センター紀要 22 21－40
- 全成君(2009)「日本語学校における生活指導(特集 留学生的な生活支援)」留学交流 21(9), 14-17, 2009-09
- 田中共子(2000)「留学生のソーシャル・ネットワークとソーシャル・スキル」ナカニシヤ出版
- 花見楳子(1998)「留学生の危機的状況にどのように対応するか」1994年度 JAFSA 助成研究報告書
- 春口淳一(2021)「小規模大学の留学生政策 エンロール・マネジメントと日本語教育の可能性」早稲田大学出版部
- 山本淳里(2014)「戦後の日本と日本語教育」くろしお出版
- 横田雅弘・白土悟(2001)「留学生アドバイジング 学習・生活・心理をいかに支援するか」ナカニシヤ出版
- 渡邊優生(2010)「留学生教育交流の実情と多文化共生への可能性～FSA としての実践報告～」鈴鹿国際大学紀要CAMPANA No. 17, 81－100
- 「学校教育法」e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>
- 「学校教育法施行令」e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328CO0000000340>
- 「学校教育法施行規則」e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>
- 「大学設置基準」e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331M50000080028>
- 「日本における大学設置認可にかかる基準等について」文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/002/gijiroku/011101/011101.htm
- 「大学設置基準」文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/053/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2012/10/30/1325943_02_3_1.pdf
- 「主な認可・届出事項等一覧(大学)」文部科学省
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2020/04/16/1368921_02.pdf
- 「私立大学・短期大学が設置する留学生別科一覧(平成15年4月現在)」中央教育審議会大学分科会留学生部会 2003年5月2日議事録
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/03050201/006/003.htm
- 「III.私立大学留学生別科一覧【2018.8現在】」日本私立大学団体連合会
https://www.shidai-rengoukai.jp/s_courses/index.html
- 「外国人留学生向けの教育を行う大学別科における教育の実施状況の公表について」文部科学省(平成30年度大学別科の教育の実施状況)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1382457.htm
- 「日本語教育機関総覧 2019-20」実用日本語検定 J.TEST
<https://j-test.jp/souran/>

(以上、URL 最終閲覧 2022年3月3日)

留学生教育の歴史	設置年度		留学生教育の歴史	設置年度	
1954年 文部省国費 外国人留学生制度創設	1954年	1 東京外国语大学 2 大阪外国语大学（現大阪大学）	2003年 留学生10万人達成	64 名古屋商科大学 65 流通経済大学 66 目白大学 67 藍野学院短期大学 68 樟陰東女子短期大学	
1960年	1960年	3 千葉大学		69 東京福祉大学 70 北海道文教大学	
1962年	1962年	4 豊國大学		71 浜松大学 72 桜美林大学	
1964年	1964年	5 東海大学		73 中京学院大学 74 常葉大学	
1965年	1965年	6 早稲田大学		75 中日本自動車短期大学 76 富士常葉大学	
1970年	1970年	7 近畿大学		77 神奈川工科大学 78 ノースアジア大学	
1972年	1972年	8 拓殖大学		79 摂南大学 80 文化学園大学	
1973年	1973年	9 西南学院大学		81 神戸国際大学 82 中部学院大学	
1974年	1974年	10 南山大学		83 湘南工科大学 84 岡山理科大学	
1976年	1976年	11 関西外国语大学 12 創価大学 13 麗澤大学		85 吉備国際大学 86 千葉科学大学 87 筑波学院大学	
1978年	1978年	14 大東文化大学 15 長崎総合科学大学		88 折尾愛真短期大学 89 京都西山短期大学	
1980年	1980年	16 京都外国语大学		90 横浜商科大学 91 環太平洋大学	
1981年	1981年	17 天理大学		92 関西大学 93 福岡大学	
1982年	1982年	18 東京国際大学		94 工学院大学	
1985年	1985年	19 龍谷大学		95 日本ウェルネススポーツ大学（茨城） 96 日本ウェルネススポーツ大学（東京） 97 日本ウェルネススポーツ大学（沖縄）	
1988年	1988年	20 杏林大学		98 広島文化学園大学 99 金城大学短期大学部 100 西日本短期大学 101 山野美容芸術短期大学	
1990年	1990年	21 城西大学 22 産能短期大学		102 関西国際大学	
1991年	1991年	23 名古屋学院大学 24 別府大学		103 國際医療福祉大学(大田原キャンパス)	
1992年	1992年	25 つくば国際短期大学		104 名古屋商科大学	
1993年	1993年	26 帝京大学 27 慶應義塾大学		105 芦屋大学	
1994年	1994年	28 明海大学 29 愛知学院大学		106 東亜大学	
1995年	1995年	30 愛知淑徳大学 31 日本文理大学		107 國際医療福祉大学(成田キャンパス)	
1996年	1996年	32 中部大学		108 星槎道都大学	
1997年	1997年	33 大阪国際大学 34 日本工業大学		109 佐野日本大学短期大学	
1998年	1998年	35 文教大学 36 九州女子大学		110 花園大学	
1999年	1999年	37 沖縄大学 38 国際武道大学 39 北陸大学		111 大阪観光大学	
2000年	2000年	40 常葉学園短期大学 41 大正大学 42 東日本国際大学		112 武蔵野大学	
2001年	2001年	43 城西国際大学 44 九州国際大学 45 久留米大学 46 同志社大学 47 東北文教大学短期大学部 48 神戸学院女子短期大学		113 開智国際大学 114 宝塚医療大学	
2002年	2002年	49 神田外語大学 50 十文字学園女子大学 51 東京経営短期大学		115 義央大学 116 九州情報大学	
		52 桐蔭横浜大学 53 朝日大学 54 岐阜経済大学（現岐阜協立大学） 55 倉敷芸術科学大学 56 崇城大学 57 名古屋外国语大学		117 國際医療福祉大学(大川キャンパス) 118 名古屋芸術大学	
		58 愛知大学 59 高松大学 60 愛知産業大学 61 環太平洋短期大学部 62 宇部短期大学 63 佐賀女子短期大学		119 北洋大学(旧苦小牧駒澤短期大学部)	

2022年2月15日最終確認

表2 留学生別科一覧(設立年度順)